

Title	<論文>貨幣性資産・費用性資産分類論の総合的検討：認識・測定規約を巡って (6)
Sub Title	Institutional Diversity and Evolution of Clusters in China (I)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	
Publication year	2003
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.46, No.1 (2003. 04) ,p.11-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20030400-00498883

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貨幣性資産・費用性資産分類論の総合的検討

——認識・測定規約を巡って(6)——

笠井昭次

〈要 約〉

貨幣性資産・費用性資産分類論における貨幣性資産の認識・測定規約の問題点としては、①貸付金・割引債等の貨幣性資産としての説明可能性、②貨幣性資産の入帳時の測定規約の妥当性、③貨幣性資産にかかる損益の計上根拠、④貨幣性資産にかかる損益の認識規約の論理性、そして⑤貨幣性資産の測定規約の整合性という5点が挙げられる。前号では①および②を取り扱ったが、本号では、③④⑤を論じる。

まず③貨幣性資産にかかる損益の計上根拠の問題を(4)で検討した。資本主義的企業の営みであるいじょう、貸付け等を行なえば、そこに受取利息が発生するのは、きわめて当然のことではある。しかし、そうしたいわば常識を、他の諸々の会計事象と共に、特定の基礎原理に基づいて統一的な説明を与えるのが、理論の役割に他ならない。貨幣性資産・費用性資産分類論は、こうした特定の基礎原理として、[G-W-G']を選択したわけである。そうであれば、貸付金の受取利息を、[G-W-G']の内在的論理によって説明できなければならない。しかしながら、[G-W-G']の内在的論理によれば、利潤は、もっぱら費用性資産(W)に関して生ずるはずであり、その後始末にすぎない回収過程にかかる貨幣性資産(G)からは、理論的には生じ得ない。つまり、貸付金等に関する受取利息計上につき、貨幣性資産・費用性資産分類論は、合理的な説明を与えることに失敗しているのである。

次に、④の論点を(5)において取り上げた。貨幣性資産・費用性資産分類論によれば、利益に対するプラスの要素には実現主義が、利益に対するマイナスの要素には発生主義が、作用するようである。したがって、一方、(生産販売の損益にかかる)売上等も(時間的損益にかかる)受取利息も共に実現主義で、他方、(生産販売の損益にかかる)費用等も(時間的損益にかかる)支払利息も共に発生主義で認識されるようである。そこで、そのことの問題性を検討した。

最後に、⑤の論点を(6)において吟味した。貨幣性資産に属する売掛金・貸付金・割引債の三者の測定規約は、将来受取利息および当期発生受取利息の処遇に関する相違を反映して、著しく整合性に欠けている。しかし、これらの項目を、時間的利得の獲得を企図して行なわれた資本の貸与活動と理解するかぎり、これまで例外とみなされてきたアキュムレーション法が、妥当であるとの結論を得た。したがって、その時点での収入しうべき金額によって測定されると共に、その差額である利得・損失は、費用性資産の損益の認識原則とは異なり、狭義発生主義によって認識されることになる。

貨幣性資産の認識・測定規約に関する以上の検討結果を承けて、(7)において、そうした混乱を招いた原因を分析した。結論的には、全体計算および収支計算の論理を期間計算に持ち込んだことに、その原因が求められるというのが筆者の結論である。

<キーワード>

売掛金、貸付金、割引債、アキュムレーション法、売上割引、受取利息の計上根拠、資本循環シェーマの企業会計的変容、全体計算的思考、収支計算的思考、期間計算的思考、派遣分資産、企業資本等式説、絶対的中立収支、相対的中立収支、収益費用的収支、シュマーレンバッハのビランツ・シェーマ、支出概念の拡大

IV 貨幣性資産の認識・測定規約の理論的検討

(4) 受取利息の計上根拠

(i) 理論と実践

まず③貨幣性資産に関する損益の計上根拠の問題を取り上げよう。こと改めて、売掛け金・貸付け金・割引債等に関する受取利息の計上根拠は何か、といった発問を行なうことは、一見するときわめて奇異なことのように思われよう。つまり、掛売り・貸付け・割引債購入にさいしては、何らかの意味での資本貸与があったことは、事実である。そうであれば、資本主義的企業を念頭におくかぎり、基本的には、こうした資本貸与が、無償でなされるはずはないであろう。したがって、利息がつくのは、きわめて当然のことだという理解である。

しかしながら、こうした理解には、説明されるべき対象と説明する理論とが峻別されていない、という問題点が指摘されなければならない。すなわち、資本の貸与があつたいじょう利息がつくというのは、たしかにそのとおりであり、いわばひとつの常識である。しかし、その常識は説明されるべき対象であって、それを他の諸々の被説明事象と共に、特定の原理によって統一的な合理的説明を与えるのが、理論に他ならない。こうした特定の原理を、井上は [G-W-G'] に求めたのではないだろうか。そうであれば、理論を構成するのは、[G-W-G'] の論理であって、それによって常識が合理的に説明できるかどうか、ということが問われなければならない理である。もし[G-W-G'] によって、貸付金等に利息がつくという現象が合理的に説明できないというのであれば、そのかぎりにおいては、[G-W-G'] を基礎原理としたことに問題があり、他の基礎原理を模索しなければならないことにもなる。

そうであるべきなのに、[G-W-G'] では説明がつかないからといって、貸付金には利息がつくはずだという常識を引っ張り出して、利息の計上を理論的にも是認してしまうことは、説明される側の常識を、説明すべき理論の側に混入させたことになり、けっして妥当なこととは言えない。それでは、常識を理論によって説明したことにはならず、単に、即ち的に是認されたものとしての

常識を記述しているにすぎない。もしそれでよければ、理論などというものは、もともと不要ということにもなりかねないであろう。

(ii) 受取利息の合理的根拠

以上のように考えれば、貸付金等には受取利息がつくものだという常識を一度捨て去り、 $[G-W-G']$ の論理によって貸付金等の貨幣性資産に受取利息がつくという命題が合理的に説明され得るかどうか、あるいは $[G-W-G']$ の論理からその命題が導出できるかどうか、ということを検討すべきであろう。これまでの記述から既に明らかのように、結論的には、不可能であると筆者は考えている。 $[G-W-G']$ に依拠するかぎり、損益が産出され得るのは、 $[W-G']$ のプロセスだけだからである。回収過程は、その後始末にしかすぎない。したがって、損益を産出し得る資産は、 $[G-W-G']$ に依拠するかぎり、費用性資産（W）だけであって、貨幣性資産（G') には、そうした力は内在していないはずなのである。

貸付金等に受取利息がつくことを合理的に説明しようとするかぎり、 $[G-W-G']$ とは別に、 $[G-D-G']$ という資本貸与にかかる資本運動をも想定しなければならない。こうした資本運動を描く派遣分資産（D）概念を明確に認識することによって初めて、受取利息計上の合理的根拠が与えられるのである。

もっとも、こうした $[G-D-G']$ という資本運動は、事実的には、井上においても認められていた。「事実的には認められていた」というのは、ある説明理論の体系性という点からすれば、奇妙な話であるが、当面、その点は度外視しておこう。すなわち、既に(1)で述べたように、井上は、費用化を通して回収される（Wの流出に伴い収入になる）資本運動 $([G-W-G'])$ のみならず、費用化を通さないで回収される（投下と同時に回収過程に入る）資本運動 $([G-D-G'])$ をも事実的に認めてしまっているのである。

しかし、そうだからといって、そのことを根拠にして、井上理論において、受取利息の計上根拠があるとは、とうてい言えないであろう。言うまでもなく、その資本運動は、事実的に認められたものにすぎないからである。それが受取利息の計上根拠になり得るためには、 $[G-D-G']$ は、経済的にみて一体どのような資本運動なのかということがまずもって明らかにされていなければならないし、さらに $[G-W-G']$ とどのように違うのかあるいは $[G-W-G']$ とは別にどうして必要とされたのか、といった $[G-W-G']$ との関係もまた、解明されていなければならない。しかるに、井上においては、 $[G-D-G']$ は、単に $[G-W-G']$ では説明できない項目を事実的に追認するために導入されたものであるから、 $[G-D-G']$ と $[G-W-G']$ とは、単なる回収方式の相違としてしか認識されておらず、両者の経済的性質上の相違など、まったく問題意識に上っていないのである。そうであれば、井上が認めた「費用化を通さないで回収される」資本運動によって、受取利息が合理的に説明されたとは、とうてい言えないのである。

ちなみに、その点、企業資本等式説における（派遣分資産を含む） $[G-D-G']$ という資本運動

は、 $[G-W-G']$ の企業会計的変容（企業的変容）により形成されたものであり、時間的報酬の獲得を企図した資本貸与運動として、その経済的性質が定義されている。したがって、時間的報酬としての受取利息が、理論的に生ずることになる。このように、 $[G-D-G']$ と $[G-W-G']$ との、経済活動上の相違を強く意識したものであるから、 $[G-D-G']$ における派遣分資産（D）概念は、理論的に受取利息の計上を合理的に説明していると言えるのである。

以上のように、井上理論においては、売掛金・貸付金・割引債等の貨幣性資産に関する受取利息は、何らの理論的根拠なくして計上されていると言わざるを得ない。そして、その根因が、 $[G - W - G']$ という国民経済のシェーマだけしか認められていない点にあることは明らかであろう。しかしながら、いかにその点に原因があるとしても、資本主義的企業が利潤追求の組織体であることを素朴に直視すれば、当然、受取利息の計上根拠の欠如について、問題意識が生じてもしかるべきであろう。しかるに、会計側に、こうした問題意識が、ほとんどあるいはまったく見られないものである。そうであれば、会計側にも、こうした問題意識の形成を阻害するような要因がある、と考えるほうが自然なのではないだろうか。したがって、その点に関する会計側の問題点をも穿鑿する必要性を感じざるを得ないのである。こうした筆者の問題意識は、(1) および (2) のそれとまったく同根なのであるが、結論的には、会計側の問題点としては、全体計算的思考および収支計算的思考の期間計算への混入という 2 点が指摘できるのである。以下、この両者をそれぞれ (iii) および (iv) で検討しよう。

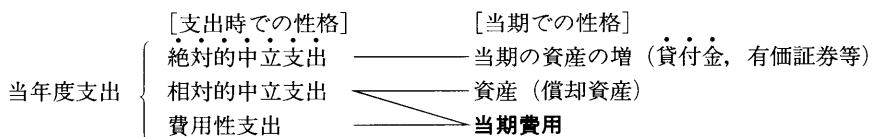
(iii) 受取利息の根拠に関する問題意識欠如の原因①—全体計算的思考

まず前者の、全体計算的思考の期間計算への混入をみてみよう。全体計算においては、いわゆる現金主義会計によって損益計算がなされていると理解されているようであるが、その場合には、一般に、支出=費用、収入=収益という関係があるとみなされている。しかし、期間計算においては、言うまでもなく、収入・支出と収益・費用とには、期間的ズレが生ずる。そこで、全体計算を前提に据えながら、期間計算を構成しようとするかぎり、収入・支出を収益・費用との関連において分別しなければならない。すなわち、日本の会計学の文献において一般に採用されている、収益的収支、絶対的中立収支、および相対的中立収支という分別が、それである。井上も、この分類を採用しているが、その三者を、井上は次のように定義している（井上 [1992] 118ページ、ただし傍点は笠井）。

いかなる期間においても収益・費用と関係をもたない収入・收支を絶対的中立収支という。一部分が収支時の収益・費用となるが、他の部分は他の期間に収益・費用となるため収支時に収益費用でない部分を相対的中立収支という。収支時に全部が収益・費用となる収入・支出を収益的収入・費用的支出という。

こうした分類を前提にして、井上は、支出と費用との関係、収入と収益との関係を示しているが、ここでは、そのうちの支出と費用との関係をみておこう。もっとも、そこでも、過年度支出、当年度支出、および次年度支出の三者に分別され、その各々について、費用との関係を提示しているが、基本的には同一の関係なので、ここでは、当年度支出と費用との関係を、見易さのために適宜省略しながら示しておこう（井上 [1992] 117ページ、ただし傍点は笠井）。

〈図表11〉



ここでくれぐれも留意すべきは、こうした支出の分類が全体損益計算を念頭におきながら、期間損益計算を組み立てようとしている点である。この点は、後に詳しく述べるが、しかし、当面の論点からすれば、貸付金が、絶対的中立収支、つまり「いかなる期間においても収益・費用と関係をもたない」収支とみなされてしまっている点に留意すべきである。このように、会計側において、貸付金等は、支出の分類上、既に、収益・費用つまり利息とはかかわりのない資産と定義されてしまっているのである。そうであれば、貸付金等に関する受取利息計上の根拠ということなど問題意識に上らないのも、きわめて当然のことであろう。先に推測したように、受取利息の計上根拠の欠如に対する疑問の誘発を阻害するような要因が、たしかに会計側にも存在しているのである。

そこで問題は、貸付金を絶対的中立支出と位置づけるような考え方の素性である。それは、必ずしも明言されているわけではないが、全体計算的思考に由来しているのではないかと筆者は推察している。そこで、以下、その点について検討しよう。期間損益計算の説明について、全体計算から出発し、その全体計算との関係を前提に据えながら、損益計算書と貸借対照表との関係を含むひとつの全体像を描いたのは、言うまでもなくシュマーレンバッハのビランツ・シェーマであった。この理論体系においては、周知のように、全体計算から立論されている。すなわち、全体計算の場合には、利益（全体利益）額は、全体収入額と全体支出額との差額として算出される。しかし、期間計算においては、収益と費用との差額としての部分利益額が算出されなければならない。その場合には、収入・支出と収益・費用とに期間的ズレが生じるので、この問題を解決しなければならないことになる。しかし、全体計算から出発するかぎり、収入・支出差額としての全体利益額が大前提として存在するために、収益・費用差額としての期間損益額の総和がその全体利益額と一致する、ということが論理的に要請されるのである。そして、そのためには、収入・支出と収益・費用との期間的ズレが組織的に保存され、後の期間計算に引き継がれなくてはならない。つまり、こうした収入・支出と収益・費用との期間的ズレを組織的に保存する機構が存在していなくてはならないが、周知のように、シュマーレンバッハは、貸借対照表に、その役割を見出したのであった。貸借対照

表に、こうした未解決項目の一覧表という役割を与えることによって、収益・費用にかかる収入・支出は、損益計算書に、必ず1回かつただ1回だけ計上されることになり、かくして、全体利益額と期間利益額の総和との一致が、論理的に保証されることになった。つまり、未解決項目の一覧表の定式化としてのビランツ・シェーマの存在により、一致の原則が論理的に成立したのである。この点に、ビランツ・シェーマの狙い（のひとつ）があったと言ってもよいであろう。

しかし、そのことを逆に言えば、期間利益額の総額が全体利益額に一致していることが、論理的に保証されればよいということであろう。ヨリ極端に言えば、収益・費用にかかる収入・支出が、どの期間にあれ、必ず1回かつただ1回かぎり、計上されていさえすればよいということにもなるであろう。シュマーレンバッハのビランツ・シェーマの主眼（のひとつ）は、正にその点にあり、そこでは、けっして、期間損益計算を、当該期間の立場から妥当なものに構成しようということは、企図されていないのである。つまり、期間計算それ自体に即して、妥当な損益計算を遂行しようとするかぎり、収益・費用を産み出す企業の経済活動の態様に着目しなければならず、そのことにかかる意味論的分析が、不可欠のはずである。しかるに、シュマーレンバッハのビランツ・シェーマにおいては、そうした企業の経済活動に関する態様分析ということは、まったく視野の外にあった。期間計算に関する収益・費用は、もっぱら全体計算に関する収入・支出との関係において把握されているにすぎない。そして、一致の原則を保証すべく、収入・支出と収益・費用とのいわば順列組合せによって、ビランツ・シェーマは構成されたのである。その構成は、かなり変化しているが、ここでは、井上が取り上げているものを掲載しておこう（井上 [1992] 167ページ）。

〈図表12〉
貸借対照表

1. 支 払 手 段	1. 資 本
2. 支出・未費用	2. 費用・未支出
3. 支出・未収入	3. 収入・未支出
4. 収益・未費用	4. 費用・未収益
5. 収益・未収入	5. 収入・未収益

(Eugen Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 13. Aufl. SS66-72)

以上のように考えれば、このビランツ・シェーマの各項目は、けっして企業の経済活動の態様分析、つまり財の経済的性質の意味論的分析によって形成されたものではなく、期間計算において算出された期間利益額の総和を、全体計算における全体利益額に一致させるための論理的手段に他ならないのである。つまり、これらの項目を貸借対照表に計上しておきさえすれば、期間利益額の総和が全体利益額に一致することを保証するものにしかすぎないのである。こうした意味において、全体計算の発想ないし感覚で構成されたシェーマ、あるいは全体計算に制約されたシェーマと言ってよいであろう。

図表11における絶対的中立支出および相対的中立支出は、それぞれ支出・未収入および支出・未費用に相当する。つまり、図表11の見方を、損益計算書と貸借対照表との関係を含むひとつの全体として提示したのが、図表12のビランツ・シェーマとみてよいであろう。したがって、両図表は、基本的に同じ見方にたっているのである。

そこで、図表12の支出・未収入項目について考察を加えることにしよう。そのために、図表9の貸付金の仕訳を再掲しよう。

〈図表13〉

第 t_1 期期首：貸付金 90, 現 金 90
第 t_1 期期末：現 金 5, 受取利息 5
第 t_2 期期末：現 金 90, 貸 付 金 90 現 金 5, 受取利息 5

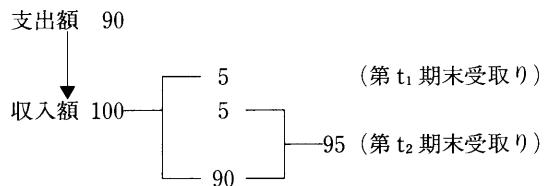
この仕訳が、ビランツ・シェーマの支出・未収入という性格規定にそぐった処理であろう。その特徴は、ふたつある。すなわち、①貸付けにかかる支出額90と収入額90とが等しいこと、および②その受取利息5が貸付金勘定とは無関係に処理されていること、の2点である。もちろん、この2点は、密接に関連している。すなわち、貸付金勘定においても受取利息が生じているにもかかわらず、②その受取利息が貸付金勘定とは別処理されているので、①貸付金勘定における〔支出額=収入額〕が成立するからである。このように、支出・未収入項目において、支出額=収入額であっても、ビランツ・シェーマの全体計算の発想からすれば、一向に差し支えない。その受取利息が、どこかの期間計算に1回かつ1回だけ計上されるかぎり、一致の原則は保証されるからである。この場合には、現金収入の事実をメルクマールとして計上されるのだが、その計上のメルクマールが明確であり、受取利息が確実に計上されるようになっているかぎり、①支出額=収入額であることは、全体計算の視点からすれば、何の問題もないである。かくして、全体計算の視点からは何の問題も生じない支出・未収入という性格規定（支出額=収入額）が、貸付金等に関する受取利息の計上根拠に関する問題意識の形成を阻害する要因になっており、本稿でのこうした検討を必要とさせるに至ったのである。

しかしながら、貸付金等に関するこの①および②というふたつの特徴は、期間損益計算を、期間計算それ自体の立場から構成しようとするかぎり、きわめて問題である。期間に即して構成しようとすると、どうしても、貸付金等の経済的性質に着目しなければならないからである。そうした視点から、上記のふたつの特徴を考えてみよう。

まず①支出額=収入額の問題であるが、企業には、たしかに前払金のように、利息がつかない貨幣の往還運動もあり得る。しかし、それは、一種の保証金のような機能を果たす場合にみられる、むしろ特殊な事例であろう。利潤を追求する資本主義企業においては、一般的には、すべての支出は、ヨリ多額の収入の獲得を企図して行なわれるはずである。したがって、支出額と収入額とが不

一致であることのほうが、常態であろう（もちろん、将来収入額は、現在の支出額より多額であることが企図されている）。アキュムレーション法で処理される割引債における投下時支出額と償還時収入額との不一致が、その典型例であるが、貸付金にしても、他方で、受取利息がつくるじょう、まったく同じはずである。それを示せば、次のようになる。

〈図表14〉



アキュムレーション法に基づく割引債の場合には、元本額と利息額とが、償還時に一括収入となるのに対し、貸付金の場合には、収入額が、第 t_1 期末と第 t_2 期末との分割収入になっているにすぎない。つまり、利息が各期に現金払いされるような貸付けの場合には、利息にかかる収入は、貸付金勘定とは無関係にいわば独立的に処理されるので、貸付金勘定自体は、その支出額と収入額とが同額であるかのような印象を与えるが、それは、錯覚にすぎない。本質的には、貸付額90に対して、100の回収額（ $5 + 5 + 90$ ）が予定されており、割引債勘定とまったく同様に、支出額より収入額が多くなっている。ただ分割収入か一括収入かの相違があるにすぎないのである。

以上のように、期間損益計算それ自体に即して構成するという視点にたち、貸付金の経済的性質をみるかぎり、① [支出額=収入額] は成立せず、一般的には、[支出額<収入額] とならなければならないであろう。

それでは、②受取利息の別処理は、どうであろうか。この処理方法をとると、期間計算固有の割引債のアキュムレーション法を合理的に説明できなくなる、という問題点が生じてしまうのである。同じく図表13の割引債の事例でみてみると、取得時（第 t_1 期期末）における割引債90は、支出・未収入ということになろうが、利息計算時（第 t_1 期期末および第 t_2 期期末）における割引債5は、収益未収入ということにならざるを得ない。したがって、割引債の性格は、支出未収入と収益未収入とが混在したものになってしまうのである。それを示せば、次のようになる。

〈図表15〉

		割引債の性格
第 t_1 期期首	割引債 90, 現金 90	割引債 90 : 支出未収入
第 t_1 期末	割引債 5, 受取利息 5	割引債 95 └── 90 : 支出未収入 └── 5 : 収益未収入
第 t_2 期末	割引債 5, 受取利息 5 現金 100, 割引債 100	割引債 100 └── 90 : 支出未収入 └── 10 : 収益未収入

割引債の期末額は、ビランツ・シェーマの論理のうえからは、全体として、どのような性格の項目として理解したらよいのであろうか。支出未収入と収益未収入とは、けっしてそれらが組合わざって貸借対照表項目となる構成要素ではなく、それぞれ、それ自体として独立的に貸借対照表に登場すべき基本的カテゴリーなのである。したがって、ビランツ・シェーマは、この割引債の合理的説明に失敗している。そのことは、このビランツ・シェーマに準拠して、現行会計の認識・測定規約の説明を企図した新田忠誓が、「アキュムレーション法の合理性を損益計算の見地から説明することは難しい」(新田 [1995] 210ページ)と述べていることからも明らかであろう。そのことは、さらに、現行会計の認識・測定規約の説明論理としてのビランツ・シェーマの理論的破綻をも含意¹⁾しているのである。

そこで、貸付金を、ビランツ・シェーマに囚われずに、期間計算それ自体の視点から考えてみよう。その場合には、貸付金は、資本貸与に基づく時間的報酬を獲得するために、資金が投下された資産とみることが可能になろう。そうであれば、収入の有無いかんによらず、時間の経過に従って、受取利息が発生しているはずである。そして、①に関して図表14でみたように、貸付金においても、支出額に対して収入額のほうが多い額であり、受取利息に対応する収入額が分割返済されているとみるならば、受取利息分だけ、ひとまず貸付金勘定の金額が増価しているとみることも、理論的に十分可能となる。つまり、そこでは、差し当たって、アキュムレーション法が適用されていることになる。こうした視点からは、図表13の貸付金にかかる仕訳は、簡便法にしかすぎず、正則的には、次のように処理されるべきなのである（この点については、さらに（6）においても言及する）。

〈図表16〉

[正則法]	[簡便法]
第 t_1 期期首：貸付金 90, 現 金 90	
第 t_1 期期末：貸付金 5, 受取利息 5	現金 5, 受取利息 5
現 金 5, 貸 付 金 5	
第 t_2 期期末：貸付金 5, 受取利息 5	現金 5, 受取利息 5
現 金 5, 貸 付 金 5	
現 金 90, 貸 付 金 90	

つまり、貸付金についても、本来的には、アキュムレーション法が適用されているのである。したがって、基本的には割引債の処理とまったく同じなのである。ただ、この場合、貸付金と割引債とでは、利払い方法が異なっており、割引債は、第 t_2 期期末の一括払いであるのに対し、貸付金は、各期の分割払いである。そのため、割引債については、第 t_1 期期末に関する利払いの仕訳〔現金 5, 割引債 5〕も、第 t_2 期期末において行なわれているのに対して、貸付金の場合には、第 t_1 期期末に行なわれるるのである。しかし、そうであれば、貸付金に関しては、アキュムレーション

1) ビランツ・シェーマあるいはそれに準拠した新田理論の、認識・測定規約に関する理論的破綻については、拙著『会計の論理』(586~606ページ)を参照されたい。

法により増価した分だけ、必ず減価する。したがって、実践的には、あえて両建てすることもないであろう。かくして、その貸付金を相殺した簡便法が、実践では普及したと考えられるのである。

以上のように考えれば、貸付金についても、本来的には、アキュムレーション法により合理的に説明できるのである。このように、期間損益計算を、期間計算それ自体に即して、割引債・貸付金の経済的性質に着目すれば、正則的には、アキュムレーション法が妥当なのである。そして、このアキュムレーション法によれば、割引債のみならず、貸付金も、受取利息に対応する分だけ、それぞれ割引債勘定および貸付金勘定が増価する。

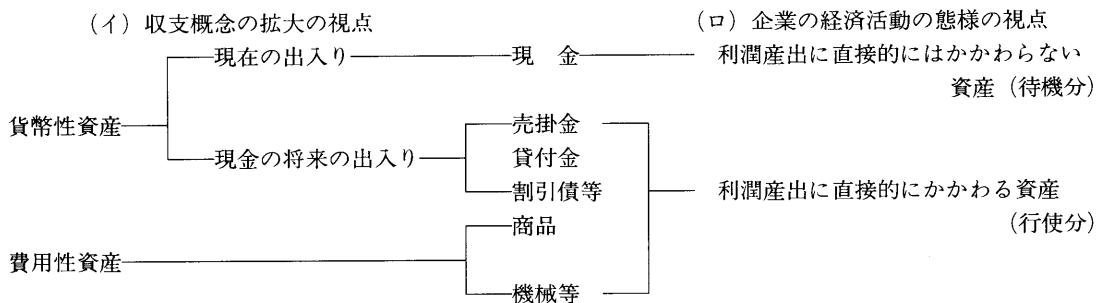
もしこうした仕訳がなされているならば、貸付金等についても、受取利息計上の理論的根拠に関する問題を、意識せざるを得なかつたのではないだろうか。したがって、受取利息計上の理論的根拠の説明を含むような理論構築に向かわざるを得なかつたのではないだろうか。しかるに、これまでの会計理論は、上述のように、全体計算的思考に縛られて、貸付金・割引債等を、支出未収入概念としてあるいは絶対的中立支出概念としてしか理解してこなかつた。そのために、受取利息の存在が視野に入らず、ひいては受取利息計上の理論的根拠にも思い至らなかつたのではないだろうか。したがって、その点についての合理的根拠を含むように理論を構築する、という意識が生じなかつたのであろう。このように考えれば、会計側にも、受取利息計上の理論的根拠の追究を阻害するような要因があった、と理解しなければならない。そして、そのひとつが、全体計算的思考に他ならないと筆者は考えている。

(iv) 受取利息の根拠に関する問題意識欠如の原因②—収支計算的思考

そうした阻害要因としては、さらに、収支計算的思考が挙げられると筆者は考えている。この点は、全体計算的思考と密接に関連しているのであるが、ここで検討することにしよう。全体計算は、一般に、現金主義会計によって処理されているようであるが、その現金主義会計においては、言うまでもなく、現金収支が、中軸的な役割を果たしているので、計算対象の拡大に対しても、基本的には、その現金収支概念を拡大するという弥縫的な技術的手段によって対処されてきたと言ってよいであろう。したがって、その根底には、あくまで収支概念により説明しようという発想が流れているのである。こうした発想によれば、現金が、現在の出入りにかかわっているとすれば、売掛金・貸付金・割引債等は、現金の将来の出入りにかかわっていることになる。したがって、その出入りを「現在」から「将来」にまで拡大することによって、売掛金・貸付金・割引債等も、現金と同じ部類の資産とみなされるわけである。こうしたいわゆる収支概念の拡大といふれば会計の常套的弥縫策によって、貨幣性資産概念が形成されたとみてよいのではないだろうか。それを示せば、次の（イ）のようになる。

そこでは、売掛金・貸付金・割引債等は、商品・機械等の費用性資産とは大きく対立しつつ、現金とは同じ部類とされるのであるが、こうした類別は、はたして妥当なのであろうか。もちろん、経済財には、種々の属性があるのであるから、そのうちのどれに着目するかによって、どのような

〈図表17〉



分別も、一応は可能と言えよう。そのかぎりでは、現金と売掛金・貸付金・割引債等と同じ部類とみなす類別の仕方も、一般的には成立し得るであろう。しかしながら、もともと、分類というのは、けっして無目的になされるものではなく、目的によって規定される。したがって、問題は、収支概念の拡大による上記図表(イ)のような類別が、企業会計の説明として合理性を具えているかどうかである。

ここでは、第1に、現金と売掛金・貸付金・割引債等とを同一のカテゴリーとすることの合理性、そして第2に、現金から出発して、売掛金・貸付金・割引債等を包摂していった、という収支概念拡大の在り方の2点を俎上に載せなければならない。

まず第1点であるが、ここで取り上げているのは、あくまで説明理論の対象としての企業会計である。そうであれば、この企業会計において取扱われる利益概念にしても、次の2点に留意しなければならない。すなわち、①その利益が、企業の経済活動によって産出されたものであること、および②その利益が複式簿記機構によって算出されたものであること、の2点がそれである。現行会計に関する説明理論を構築しようとするかぎり、この2点を前提にしなければならぬのは、きわめて当然のことのはずである。しかるに、これまでのところ、この2点が看過ないしは無視されている。今日の説明理論には、体系的な首尾一貫性の点で破綻している体系が少なくないが、それは、この2点の軽視に起因していると言っても過言ではないだろう。それはともかく、ここでは、とりわけ①が重要である。²⁾会計上の利益が、そのように、企業の経済活動によって産出されるもの

2) ②についても、きわめて問題がある。複式簿記は、それが技術的なものであり、「役立つかぎりで使われるはずであり、役立たなくなれば使われなくなる」ものであるという理由により、きわめて軽視されている。しかし、複式簿記が、いかにそのようなものであっても、現に、複式簿記機構を用いることによって、財務諸表が作成されているいじょう、したがって、複式簿記機構によって利益が算出されているいじょう、会計上の利益が、その複式簿記機構の特質によって規定されるのも、当然のことであろう。そのかぎりでは、会計上の利益が、複式簿記機構の限界によって制約を受けるのも、きわめて当然のことのはずである。もしそうした制約を否定したいというのであれば、複式簿記によらない財務諸表の作成方法を具体的に提示すべきであろう。こうした具体的な方策もなく、財務諸表の作成につき、事実に複式簿記機構に依存しておきながら、複式簿記機構の制約・限界に目くじらをたて、さらには、複式簿記機構の論理を看過ひいては無視するというのは、あまりに非論理的であろう。財務諸表が損益計算書・貸借対照表等に限定されているかぎり、そしてその財務諸表が複式簿記によらない

であるとすれば、経済財にしても、その視点から類別されなくてはならない理である。つまり、経済財が、利潤産出（あるいは損益の算出）上どのような役割を果たしているのか、という視点からの類別である。

こうした視点からするかぎり、まずもって、現金と、それ以外の経済財とに大別されなければならないのではないだろうか。言うまでもなく、現金は、利潤産出に直接的に役立つものではない。それに対して、売掛金・貸付金・割引債等は、利潤産出に直接的に役立っており、その点においては、商品・機械等と異なるところはない。こうした利潤産出の態様という視点からすれば、売掛金・貸付金・割引債等は、むしろ、商品・機械等に類縁性があり、その両者が、現金と対峙する関係にある。

もちろん、既に述べたように、現金にしても、資本主義的企業においては、資本として機能しているいじょう、大きい意味では、利潤獲得に対して一定の役割を果たしているはずであるが、その果たし方が、売掛金・貸付金・割引債等および商品・機械等とまったく異なっているのである。前者は、利潤産出にかかわっているものとしての後者のすべてを即時に購入し得るという役割によって、資本としての機能を遂行している。それに対して、後者は、その現金が具体的に投下されたものであり、直接的に利潤を産出するという役割によって、資本としての機能を遂行しているのである。

こうした見方により類別すれば、図表17（ロ）のようになるのである。これは、企業資本等式説の見解であるが、それによれば、売掛金・貸付金・割引債等の派遣分資産は、商品・機械等の充用分資産と共に、利潤産出に直接的にかかわるものとしての行使分概念を構成し、利潤産出に直接かかわらないものとしての待機分概念と大きく対峙している。もちろん、売掛金・貸付金・割引債等と商品・機械等とにも相違はあるが、それは、利潤産出の仕方に關する種差であり、そのかぎりで、行使分という概念の下位分類に位置づけられるのである。

企業会計における利益概念が、企業の経済活動によって産出されるという理解にたつかぎり、そして、その合理的説明（説明理論の構築）を企図するかぎり、図表17において、（イ）より（ロ）のほうが、合理的な資産分類であると筆者は考えている。

以上のように、現金と売掛金・貸付金・割引債等とを同一の資産カテゴリーに括ること自体、利潤産出の視点あるいは損益計算の見地からすると合理性が欠けているのであるが、さらに、この貨幣性資産概念の形成の仕方にも問題なしとしない。これが第2の問題点であるが、当面の検討課題からすれば、このほうが重要である。すなわち、貨幣性資産概念が、現金を起点にして売掛金・貸付金・割引債等にまで拡大されたのか、あるいは売掛金・貸付金・割引債等を起点にして現金をも包含するに至ったのか、という点である。この点、これまでの論述の仕方から既に明らかであろう

△記機構から誘導的に作成されているかぎり、その説明理論においては、②を前提にしなければならないのは、きわめて当然のことなのではないだろうか。

が、現実の経済的発展の歴史からみても、また現行会計を全体計算における現金主義会計からの展開とみる一般的理解からしても、前者のように、現金を起点にしつつ、収支概念の拡大という技術的手段を媒介として、売掛金・貸付金・割引債等が貨幣性資産概念に包摂されていった、とみるべきであろう。

もし貨幣性資産概念の形成過程を、そのように収支概念の拡大として理解するならば、そして、それに第1の問題点とを併せ考えるならば、この貨幣性資産概念につき、受取利息計上に関する問題意識が欠如しているとしても、それなりに得心がゆくのである。つまり、拡大の起点になった現金自体は、第1の問題点で指摘したように、直接的には利潤産出にかかわらない資産であるいじょう、もともと受取利息の計上根拠といった問題など、生じようがない。それを、単なる支出概念の拡大という弥縫的手段によって（逆に言えば、企業の経済活動上の異同、あるいは財の経済的性質上の異同という視点を顧みることなく）、売掛金・貸付金・割引債等をその現金に引き寄せる形で（つまり、その現金にいわば類似したものとして）貨幣性資産に含めたいじょう、売掛金・貸付金・割引債等にも、受取利息の計上根拠といった問題意識が生じなくなっても、当然のこととも言えよう。

こうした問題意識が芽生えるためには、図表17（ロ）に示したように、利潤産出に直接的にかかわらない資産と利潤産出に直接的にかかわる資産という分別が、前提とされていなければならないのではないだろうか。つまり、こうした分類意識のもとに、現金がそれ自体として独立のカテゴリーとして識別されたときに初めて、その現金がどのような利潤産出のために投下されたのか、という發問が生じ、それが生産販売活動によるものなのか、あるいは時間的報酬としての受取利息なのか、といった問題意識が醸成されるのではないだろうか。

そのように考えると、売掛金・貸付金・割引債等の受取利息の計上根拠に関する問題意識が欠落したことの原因のひとつは、意味論的分析をおさなりにした、収支概念の拡大という会計の伝統的な常套的技法にあった、とみてよいのではないだろうか。そこでは、期間損益計算にとり、収支計算的思考の混入が妥当なのか、ということが問われているのである。この点、山辯の次のような見解に注目すべきであろう（山辯〔1967〕11ページ）。

企業会計は、現金・預金・商品・機械・建物というような、いわゆる財産項目にかんする有高ならびにその増減の計算をも、それ自体のなかに必然的に含むものである。しかし、それらの計算が企業の会計制度のなかにその位置を占め、企業の意思によってその統一が図られているものであるかぎりは、それらもまた企業資本自体の有高ならびにその増減計算の一環にすぎず、それ自体をもって独立の計算であるとまではみなしえない。

また、費用とか収益とかいう概念や、期間損益計算というすぐれて企業経済的な計算制度をなりたたせているのも、実にこの企業資本の觀念にほかならない。金銭の収支や物品の受払などをそれ自体独立のものとしか見ないところからは、もともと費用や収益という概念さえもが、

ついに生まれてはこないはずである。

「損益計算を成り立たしめているのは、企業資本の觀念であって、収支や財それ自体ではない」という主張は、きわめて的確に、ことの本質を衝いている。今日、こうした見解は、必ずしも重視されていないが、会計理論構築にさいしての要諦であり、よくよく心しておくべきであると筆者は考えている。

(5) 受取利息の認識規約の整合性

次に、この受取利息の認識規約について検討しよう。もっとも、受取利息の計上根拠が存在しないのに認識規約があるのか、という疑問が湧出しよう。そうした疑問は、たしかに妥当であって、貨幣性資産・費用性資産分類論には、本質的には、受取利息に関する認識規約は存在しない、とみるべきなのかもしれない。

しかし、それでもかかわらず、ここで取り上げるのは、次のふたつの理由によってである。すなわちまず第1に、既に述べたように、「未収収益の計上のための収益の計上」に関する時間基準が、例外的原則としてではあるが、実現主義の下位基準として存在しており、この未収収益には、一般に、受取利息も含まれていると理解されているからである。この場合には、〔未取利息××、受取利息××〕³⁾という仕訳を行なうための認識規準は、存在しているということになろう。そして第2は、複式簿記という処理機構の特質である。複式簿記というのは、よく言われるように、会計という内容を盛るための形式的容器であるから、それ自体に、処理原則が内在しているわけではなく、特定のオペレイショナルな処理規約が現実に与えられたときにのみ、機能するのである。会計においては、現実に受取利息が計上されているが、そのためには、それを計上するための何らかの認識規準が想定されなくてはならない。そこで、時間基準が適用されているらしいという現実を踏まえて、とりあえず、認識規準が存在する、と想定しておこう。しかし、計上根拠がないじょう、その認識規準には、種々の問題点が含まれることも予想できるので、その問題点を明らかにする、という方法をここでは採用することしたい。

そこで、まず貨幣性資産・費用性資産分類論における損益およびその認識規準の全体像を、(i)で推定をまじえながら明らかにする。次に、それに基づいて、貨幣性資産・費用性資産分類論における受取利息に関する認識規準を検討するが、(ii)では商品の販売損益に関する認識規準との関

3) ただし、〔現金××、受取利息××〕と仕訳するための認識規準は、存在しないとみるとべきなのかかもしれない。もちろん、井上は、実現主義の例外的原則のなかに、(時間基準の属する)発生基準等と共に、現金基準を認めているが、その現金基準とは、「割賦販売収益」を想定しているようである(本文図表18)。未収収益の計上は、妥当な期間損益計算のための一種の期末調整であるから、現金受取りによる受取利息計上が本来的な在り方とも思われるが、それに関する規準が存在しないとしたら、本質的には、存在しないとみるとべきなのかもしれない。

係について、(iii) では支払利息に関する認識規準との関係について論ずることにする。そこには、種々の理論的混乱が認められるが、その原因を(iv) でふれることにする。

(i) 損益および認識規約の全体像

貨幣性資産・費用性資産分類論における受取利息の認識規準を理解するために、借入金の支払利息および商品の売却損益と比較することが、有効であろう。そこで、まずそれら損益の類別に関する井上の見解をみておこう(井上 [1992] 134ページ、ただし傍点は笠井)。

狭義の処分可能利益の計算を行うためには、収益には営業収益、営業外収益、特別利益を含み、費用には営業費用、営業外費用、特別損失を含む。これら両者の対応によって利益の計算が行われなければならない。

言うまでもないが、一方、この営業収益および営業費用は、それぞれ費用性資産にかかる売上および売上原価・販売費一般管理費を意味しており、両者の差額として営業利益が算出される。他方、⁴⁾ 営業外利得および営業外損失は、それぞれ貸付金等および借入金等にかかる受取利息等および支払利息等を含んでおり、それらが営業利益に加減されて、純利益が算出される。特別利益および特別損失は、当面関係ないので、ここでは取り上げない。

受取利息と支払利息との関係は、以上のように、井上においては、営業外利得と営業外損失との関係として、他方の(営業収益と営業費用との対応にかかる)営業損益に対立する損益として位置づけられている。つまり、受取利息と支払利息とは、その「同質性(たとえば、主として財務上の収益・費用)によって表示上は対応させられている」(井上 [1992] 138ページ)わけである。しかし、営業損益については、営業収益と営業費用との実体的な対応関係が想定され得るのに対し、営業外損益の場合には、本質的にはそうした関係にはないことが、例によって「企業会計原則」に則りながら、次のように指摘されている(井上 [1992] 137ページ)。

しかし、営業外費用の場合には事情は同じではない。営業外収益が先に示された後に、営業外費用が記載される。そうであるならば、営業外費用は営業利益と営業外収益とに対応されていることになる。しかし、営業外費用と営業外収益との間には、「会計原則」によるかぎり、

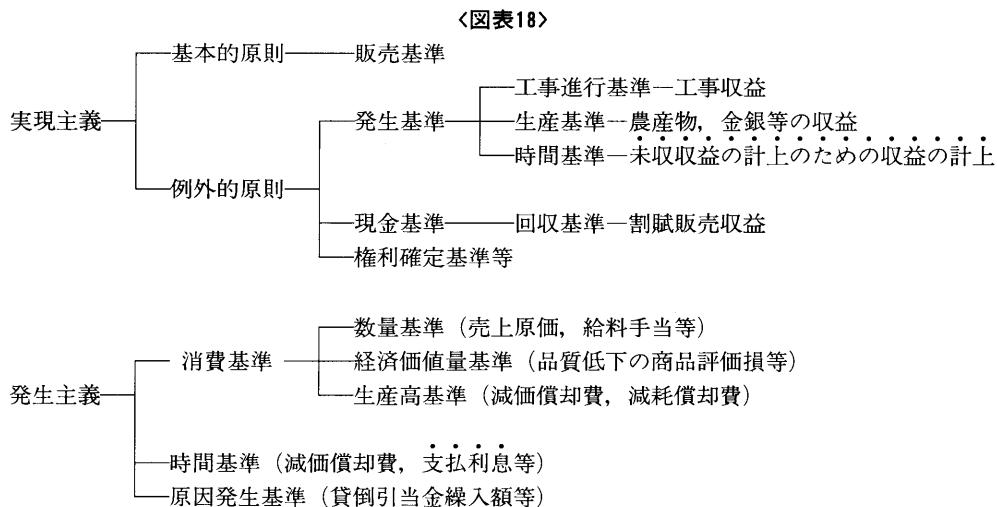
4) 井上は、営業外損益項目についても、営業外収益および営業外費用という用語を用いているが、井上自身も認めているように、この両者に、営業収益と営業費用とにみられるような対応関係はない。後に述べるように、営業損益が二面的な損益計算形態であるのに対し、営業外収益および営業外費用は、そのそれぞれが一面的の損益計算に属するのである。そこで、井上の用語法には反するが、誤解を避けるために、以下では、営業外利得および営業外損失という用語を用いることにする。

なお、この営業外損失における損失とは、損費と言われる場合の損失ではなく、単に一面的損益計算を含意するにすぎない。

何らの因果関係もない。

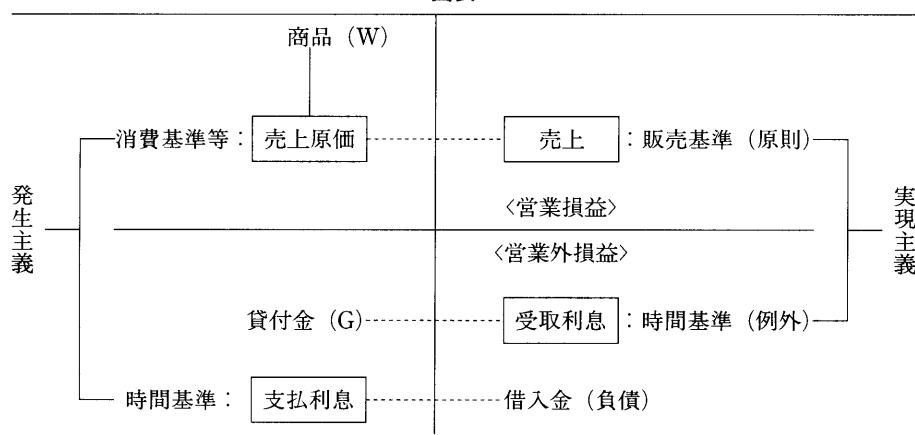
つまり、受取利息と支払利息とは、一方で、その財務上の性質に関する同質性の点から、営業外損益として括られつつ、しかし他方で、実体的な対応は否定されているのである。この点は、後に問題となるので、留意されたい。

次に、それら損益の認識原則であるが、営業収益・営業外利得には実現主義が、営業費用・営業外損失には発生主義が作用するとみなされているようである。この点に関する井上の一覧表を簡略化して示せば、次のようになる（井上 [1992] 123および130ページ、ただし傍点は笠井）。

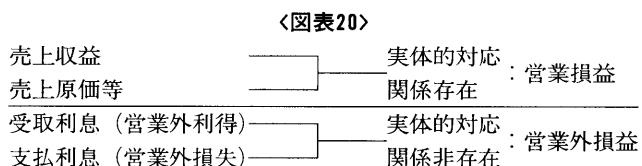


井上における「貨幣性資産 (G)・費用性資産 (W)・負債」、「収益・費用・利得・損失」、およびその「認識基準」の関係を纏めれば、次のようになる。

〈図表19〉



この図表にみられる井上理論の特質は、次の3点に纏められよう。まず第1は、受取利息と支払利息とが、プラスとマイナスとの差こそあれ、営業外損益概念として括られていることである。第2は、その営業外損益に対して、営業損益概念が対置されていることである。つまり、損益の類別の基本的枠組は、営業損益と営業外損益とによって構成されていることになる。そして、営業損益については、売上収益と売上原価・販売費一般管理費との対応が実体的に存在すると想定されているのに対して、営業外利益（受取利息）と営業外費用（支払利息）とには、そうした対応関係が実体的には否定されているのである。以上のこととは既に述べたことではあるが、念のため、それらの関係を示せば、次のようになろう。



そして第3は、作用する認識原則は、営業損益と営業外損益とで異なるところはなく、利益のプラスの要素である収益および利得には（原則と例外との差こそあれ）実現主義が、他方、利益のマイナスの要素である費用および損失には、一様に発生主義が作用すると理解されているようである。

井上理論における損益およびその認識規約の全体像を、筆者は以上のように推定しているが、そうした理解のもとでの貸付金（貨幣性資産）の受取利息に関する実現主義を検討する場合、商品（費用性資産）の営業損益に関する認識規準との関係、および借入金（負債）の支払利息に関する認識規準との関係を検討しなければならない。そこで、そのそれを（ii）および（iii）で取り上げることにしよう。

（ii）受取利息に関する認識規準と営業損益に関する認識規準との関係

まず受取利息の認識規準である実現主義と、営業損益に関する認識規準との関係を考えておこう。この点については、まずもって、営業損益（つまり商品の収益）に関する実現主義には、他方で、費用に関する発生主義が想定されているが、貸付金の受取利息には、一体、どのような費用が存在するのか、ということが問われなければならない。換言すれば、そうした費用という概念を念頭においていた場合、貸付金という貨幣性資産にかかる受取利息に、なぜ、商品という費用性資産にかかる収益の認識を規定するものとしての実現主義を適用してよいのであろうか。ごく素朴に考えれば、そんな疑問が湧出するのである。

費用性資産にかかる営業損益の場合には、収益と費用との差引計算として算出される。つまり、収益と費用という二面が必ず存在するので、収益を規定する実現主義および費用を規定する発生主義（対応原則）が、不可欠である。そのかぎりでは、受取利息に実現主義が作用するとしたら、他方で、費用が存在し、発生主義が作用しなければならないということになろう。しかし、この貸付

金に関し、一体、受取利息に対するどのような費用が存在するというのだろうか。

結論的には、言うまでもなく、貸付金に関して、売上と売上原価（費用性資産の費消分）との関係に相応する、受取利息に対応する費用など想定し得ないであろう。つまり、貸付金は、あくまで資本貸与にもとづく時間的報酬の獲得を企図したものであるから、時間の経過に伴って、受取利息だけが、いわば一方的に生ずるのである。収益に対して費用が随伴するというのは、費用性資産のように価値生産にかかわっている場合だけであって、そこでは、犠牲と成果とが、不可避的に一対となって生ずるからに他ならない。したがって、費用性資産にかかわる価値生産的利益と、貨幣性資産にかかわる時間的利得とは、根本的に異なっているのである。そうであれば、営業損益の一要素としての収益に関する実現主義を受取利息に適用することは、理論的には、そもそも不可能なのではないだろうか。

以上のように考えると、もし営業損益（販売損益）と営業外損益（受取利息）という枠組を構想するかぎり、販売損益と受取利息との関係をあらかじめ意味論レヴェルおよび構文論レヴェルにわたり検討しておくべきだったのではないだろうか。すなわち、一方、販売損益は、意味論的には価値生産にかかわる生産販売的利益であって、その結果、構文論的には収益と費用との二面的損益計算形態にならざるを得ない。他方、受取利息は、意味論的には貨幣の資本貸与にかかわる時間的利得であるから、構文論的には一面的損益計算形態をとらざるを得ないのである。以上を纏めれば、次のようになる。

〈図表21〉

	意味論的規定	構文論的規定
販売利益	価値生産にかかわる生産販売的利益	収益・費用による二面的損益計算
受取利息	資本貸与に基づく時間的利得	利得（損失）のみの一面的損益計算

このように、費用性資産にかかわる販売損益（営業損益）と、費用性資産にかかわる受取利息（営業外損益）とは、その性格が根本的に異なっている。このような根本的な性格の相違にもかかわらず、販売損益の認識原則を、受取利息に援用してよいのであろうか。損益の性格に相応しい認識原則が、それぞれ別個に形成されるべきなのではないだろうか。

（iii）受取利息に関する認識規準と支払利息に関する認識規準との関係

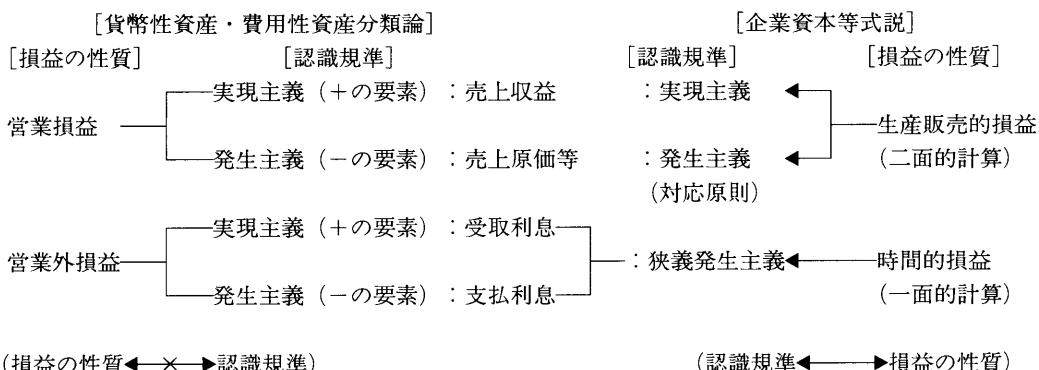
次に、受取利息に関する認識規準と、支払利息に関する認識規準との関係をみてみよう。貨幣性資産・費用性資産分類論によれば、図表19から明らかなように、受取利息と支払利息とでは、その認識規準が異なっている。しかし、プラスとマイナスとの差こそあれ、両者は、資本の借り貸しにかかわる時間的損益という点では、軌を一にしている。このように、損益の性質の点ではまったく同一であるにもかかわらず、貨幣性資産・費用性資産分類論では、なぜ、実現主義と発生主義という異なる規準が適用されるのであろうか。筆者には、きわめて奇妙に思われ、まったく得心がゆか

ないが、しかるに、その点に関する説明は、まったくなされていないのである。

ちなみに、企業資本等式説によれば、共に時間的経過による損益の発生であるから、受取利息にも支払利息にも、アキュムレーション法が適用されることになり、その認識原則は、共通して狭義発生主義として定式化されている。つまり、企業資本等式説によれば、損益の性質が、認識規約を規定するのである。すなわち、図表21において、商品にかかる販売損益は、価値生産にかかる生産販売的損益という性質を帶びており、収益と費用との二面的損益計算形態をとるので、そうした損益の性質に規定されて、その収益と費用とにそれぞれ実現主義と発生主義（対応原則）とが作用するのに対して、受取利息および支払利息は、資本の借り貸しに基づく時間的損益という性質を帶びており、利得・損失だけの一面的損益計算形態をとるので、狭義発生主義という唯ひとつの認識原則が作用するのである。

それに対して、貨幣性資産・費用性資産分類論では、図表19から明らかなように、損益の性質いかんによらずに、損益のプラスの要素（貸方項目）には実現主義、損益のマイナスの要素（借方項目）には発生主義が作用するとみなされているようであり、そのかぎりでは、損益の性質上の相違は、認識規準には影響を与えないと言ってよいであろう。以上を示せば、次のようになる。

〈図表22〉



井上理論にあっては、認識規約を規定するのは、損益の性質ではなく、利益に対するプラスの要素（借方項目）なのかマイナスの要素（貸方項目）なのか、ということに求められるのであるが、それは、はたして、理論的にみて妥当なのであろうか。それが、利益に対してプラスの効果をもとうとマイナスの効果をもとうと、共に時間的損益であるのなら、時間の経過に従って損益は生起するはずであるから、同じ認識規約であってもしかるべきなのではないだろうか。逆にみて、それが共に利益に対してプラスの効果（あるいはマイナスの効果）をもつものであっても、その損益の性質が、生産販売的利益と時間的利息というように本質的に異なっているとすれば、その損益を認識するメルクマールが異なってくるはずである。そうであれば、異なった認識規約となってしまふべきなのではないだろうか。

そのように理解すれば、貨幣性資産・費用性資産分類論における、損益の性質に対応しない認識規準の在り方は、理論的に問題があると言わざるを得ない。

(iv) 理論的混乱の原因

以上のように、貨幣性資産・費用性資産分類論における貸付金・割引債等の認識規約は、理論的に混乱していると筆者は考えているが、ここでも、そうした理論的混乱の原因にふれておこう。それは、例によって全体計算的思考および収支計算的思考に求められるであろう。結果的には、貨幣性資産・費用性資産分類論においては、営業損益に関する認識規準である実現主義を、貸付金等に関する時間的利得にも援用してしまっている。そのことは、営業損益を生み出す価値生産的企業活動と時間的利得を生み出す資本貸与的企業活動とが、まったく分別されていないことを意味している。こうした分別意識の欠如は、これまでの指摘から既に明らかであろうが、全体計算的思考に由来するものであろう。すなわち、 $[G - \text{商品等} - G']$ という価値生産運動にしても、 $[G - \text{貸付金等} - G']$ という資本貸与運動にしても、全体計算においては、 $[G' - G = \text{損益}]$ という同一の計算形式になってしまふのである。つまり、こと全体計算においては、異なる資本運動を反映して異なる認識規準を援用するという誘因が欠如しているのである。こうした全体計算的思考をそのまま期間計算に持ち込めば、旧実践において支配的であった価値生産的企業活動に関する認識規準の実現主義を、資本貸与的企業活動にもそのまま適用しようとするることは、あり得ないことではないだろう。

さらに、全体計算的思考と表裏の形で、収支計算的思考の影響も考えられないわけではない。こうした全体計算においては、すべての損益が、 G' と G の差額として、つまり収入 (G') と支出 (G) の差額として算出される。こうした収支計算的思考のもとでは、 $[G - \text{貸付金等} - G']$ という資本貸与運動にても、記述的には、収入と支出との二面的損益計算形態をとることになり、その点では、 $[G - \text{商品等} - G']$ という価値生産運動と何ら異なるところは、ないのである。こうした観念を期間計算に持ち込んでしまえば、価値生産運動に関する実現基準を、資本貸与運動に持ち込んでも、何の問題もないということになるのかもしれない。

しかし、期間計算においては、貸付金それ自体の経済的性質の分析から出発しなければならない。期間計算の説明に理論的破綻が生じないためには、貸付金の対価の側ではなく、貸付金それ自体の経済的性質を直視しなければならないのである。それを出発点に据えるかぎり、貸付金等はもっぱら収入額によって測定されなければならない。したがって、期間計算においては、その損益は、収入差額として一面的損益計算形態にならざるを得ないのである。こうした一面的損益計算形態（収入差額としての損益計算）と、商品の損益にかかる二面的損益計算形態（収支差額としての損益計算）との相違を認識するかぎり、後者の実現主義を前者に援用することは、理論的に不可能なことなのである。しかるに、貸付金等の対価側から構成するために、すべての損益を収支差額として観念する収支計算的思考が、他方の全体計算的思考とあいまって、期間損益の算出形態には、二面的損益

計算形態と一面的損益計算形態という二種があることの認識を妨げてしまっているのである。

このように考えれば、貨幣性資産・費用性資産分類論における貸付金・割引債等の認識・測定規約に存在する理論的混乱は、研究者の思考が、全体計算的思考および収支計算的思考に疊らされてしまっていることに起因しているとみてよいのではないだろうか。

(6) 貨幣性資産の測定規約の整合性

最後に、貨幣性資産・費用性資産分類論における貨幣性資産の測定規約の整合性の問題を取り上げよう。図表9から明らかなように、売掛金・貸付金・割引債の測定規約は、すべて異なっており、そこに統一的な原理は認められない。その意味で、混乱の極みにあると言っても過言ではないだろう。

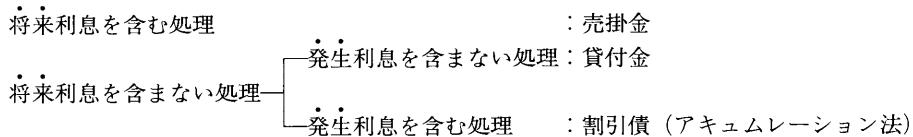
もっとも、正則的には、売掛金にみられる将来収入額によって測定されるべきなのであろう。なぜなら、将来収入額で測定されるかぎり、回収時にも、損益が生じないので、 $[G-W-G']$ の理念に適合していると思われるからである。そして、このように、将来収入額による測定を正則的とみたときには、貸付金、割引債の測定規約は例外ということにならざるを得ない。会計の理論研究においては、今日までのところ、この例外ということに対し、一般的にきわめて寛容である。したがって、例外ということで、一件落着とみなされてきてしまったのかもしれない。

しかし、例外と言っても、一種ではなく、貸付金と割引債とも異なっているので、例外が二種あること、および正則とされる売掛金の処理にしても理論的な疑念があること、それに加えてさらに、これまでの検討で明らかになってきた貨幣性資産に関連する認識・測定規約に関して多くの理論的问题点が存在することを勘案するなら、貨幣性資産それ自体の測定規約についても、理論的に抜本的な見直しをせざるを得ないのである。

そこで、図表9における売掛金・貸付金・割引債を同一平面に並べて、成心なくその測定規約を比較検討することにしよう。そこで、この三者の第 t_1 期期末における仕訳をみてみると、将来受取利息および当期発生受取利息というふたつのレベルにおける受取利息への対応の点で、異なることが分かる。つまり、貸付金と割引債とは、一方、将来受取利息を含んでいる売掛金に対し、それを含んでいない点では共通しているが、他方、当期発生受取利息を含むかどうかという点では異なっているのである。

この三者の関係を示した図表10を再掲しておこう。

〈図表23〉



そこで、将来利息および当期発生利息の妥当な処理を、それぞれ(i)および(ii)で検討する。結論的には、割引債に適用されたアキュムレーション法が妥当であると筆者は考えているので、このアキュムレーション法の位置づけを(iii)で試みることにする。そして(iv)において、貨幣性資産の測定規約に生じているこうした理論的混乱の原因にふれておくこととしたい。

(i) 将来受取利息の処理

まず将来受取利息の問題であるが、これを含んでいる売掛金の処理は、理論的には妥当でない。将来受取利息を含まない貸付金および割引債にしても、もちろん受取利息が将来において生じない、ということではない。すなわち、貸付金の場合にも、第 t_1 期および第 t_2 期を通算して10の将来受取利息が、また割引債にても、10(発行価格と券面額との差額)の将来受取利息が予定されているのである。しかし、これは第 t_1 期期首の貸付金および割引債の金額には含まれていないが、そのことは、理論的にはきわめて当然のことなのである。

会計というのは、企業の経済活動を表現するための機構であるから、いわゆる財務会計においては、予算等を除き、生起した企業の経済活動にかかわっている。したがって、いわば発生した事象に限定され、将来発生する事象は含み得ないと考えなければならない。つまり、会計の特質は、現在時点までに発生した事象の描写という点に、したがって、時点的には現在描写性(過去描写性ではない点に留意されたい)という点にある。その点からすると、売掛金にしても、貸付金・割引債にしても、将来の2期間、現実に資本を貸与した場合に初めて、利息が生起する。したがって、売掛け金が、もし何らかの事由で第 t_1 期期首時点で直ちに回収されたとすれば、純理論的には、10の利息は生じていないのであるから、その回収額は、将来受取利息を含まない、つまり現金売りと同額の90になるはずである(そのことは、売上割引を想定すれば、容易に理解できよう)。貸付金にしても割引債にても、第 t_1 期期首時点で直ちに返済あるいは償還が生じたとしたら、契約条項に基づく違約金等を度外視して純理論的に考えれば、将来受取利息を含まない第 t_1 期期首での支出額90だけの収入額しか見込まれないはずなのである。こうした会計の現在描写性という特質を考えれば、2期間現実に貸与した場合に生ずる将来受取利息10は、第 t_1 期期首時点では、理論的には、売掛け金の測定額に含ませてはならないのである。

(ii) 当期発生受取利息の処理

次に、当期発生受取利息の処理であるが、割引債の場合には、割引債勘定自体の増価としたのに対して、貸付金の場合には、貸付金勘定自体にはかかわらしめていない。ただし、この場合、利息額の支払時期が異なっている。すなわち、割引債の発生利息は後払い(償還日一括払い)であるのに対し、貸付金のそれは各期払いという取り決めになっている。したがって、この点をも勘案しなければならないが、結論的には、割引債の処理(アキュムレーション法)のほうが正則的であり、貸付金のそれは、むしろ、こうした利息の支払時期の相違を反映した簡便的方法にすぎないと筆者は考えている。その理由を以下において検討する。

まず割引債の処理であるが、第 t_1 期および第 t_2 期期末の受取利息の計上にさいして、借方側において割引債勘定自体を増価させることは、純理論的には、けっして奇異なことではない。この受取利息は、いわば後払いの約束であるから、その貸方計上にさいして、借方側に何らかの未収項目を計上しなければならない。その未収項目として、割引債勘定自体を用いたにすぎないのである。もっとも、これまで、貸付金・借入金等に関する利息処理は、貸付金勘定・借入金勘定自体にかかわらしめないで処理することが一般的であった。したがって、こうした一般的な慣習に従えば、例えば未収利息勘定あるいは未収金勘定などを使うことになろうが、ここでは、未収金勘定を用いることにしよう。その場合、第 t_1 期期末には〔未収金5, 受取利息5〕、また第 t_2 期期末には〔未収金5, 受取利息5〕、〔現金100, 割引債90〕とすれば今日の常識からは判り易いのであろう。しかし、それは、元本相当分の金額と利息相当分の金額とを割引債勘定と未収金勘定として分別するか、それとも一括して割引債勘定とするかの相違にしかすぎない。

その場合、資本貸与という性格規定からすれば、元本部分と利息部分とを分別することには、さしたる意義はない。すなわち、資本貸与というのは、企業の目的的活動たる価値生産過程に投下すべき資本を、いわばまたまそうした機会が欠如しているので、一時的に他企業に時間的に貸与したことの意味している。もちろん、現金のままで待機させていたとしても利潤は生じないので、貸与したことによる時間的利得の獲得を企図したことである。こうした性格規定からすれば、この時間的利得を含めて、必要とあらば、その資本をよび戻して、自らの価値生産過程に投下することが予定されているのである。しかし、もちろん、この割引債の場合、満期日まで保有することを予定しているわけであるが、こうした割引債という資産カテゴリーの性格に規定されて、その途中の時期においても、その時点できみ戻したらいくらの収入額があるのか、ということが問題になる。したがって、その収入額が、元本相当額なのか利息相当額なのかということは、企業にとっては問題にならない。こうした利息相当額の収入を見込んで派遣したいじょう、その企業にとっては、その時点できみ戻せば生産過程に利用しうべき金額、つまり元本額および利息額とを含めたその時点での収入しうべき金額が、関心事だからである。さらに言えば、利息額自体は他方の損益計算書において把握されているのであるから、貸借対照表においては、それでよいのである。

割引債勘定自体を増価させるアキュムレーション法は、旧実践においては例外的方法とされていたが、資本貸与という性格規定からすれば、むしろ正則の方法なのである。こうした見方にたてば、貸付金にしても、第 t_1 期期末時点においては、1期間が経過したという正にその事実によって、割引債とまったく同様な事態が生じているはずである。したがって、割引債の増価（〔割引債5, 受取利息5〕）とまったく同様に、理論的には〔貸付金5, 受取利息5〕という仕訳がなされるべきなのである。つまり、時間的利得は既に発生しているわけであるから、その時点で（返済されるとしたら）収入しうべき金額は、5だけ増価し95になっているはずなのである。

しかしながら、先の事例においては、割引債とは、その支払時期が異なっている。すなわち、割引債の場合には後払いの約束であるから、利息についても、第 t_2 期期末に収入がある。収入が生じたということは、他方で、割引債が減価したことを意味するものに他ならないが、割引債の場合、その減価は、後払いの約束によって第 t_2 期期末に生ずるのである。つまり、第 t_2 期期末の仕訳 [現金100, 割引債100] は、内容的には、次のようになる。

〈図表24〉

[現金 90, 割引債 (元 本 額) 90]
[現金 5, 割引債 (第 t_1 期利息分) 5]
[現金 5, 割引債 (第 t_2 期利息分) 5]

この場合の第2番目（および第3番目）の仕訳は、まさに受取利息にかかる割引債の減価に相当するが、それは、後払いという約束によって、第 t_1 期期末ではなく、この第 t_2 期期末に生じたのである。このように、後払いという約束によっていわばたまたま、第 t_1 期期末には、[割引債 5, 受取利息 5] 以外の仕訳はなされなかった（つまり [現金 5, 割引債 (第 t_1 期利息分) 5] という減価の仕訳はなされなかった）のである。それに対して貸付金の場合には、発生期払いの約束になっている。したがって、割引債と対比すれば、第 t_2 期期末にではなく、いわばたまたま第 t_1 期期末に利息を受け取ることになる。その場合、受け取った金額だけは、貸付金の、その時点で収入しうべき金額も、減価するはずである。それは、割引債の場合にも、第 t_2 期期末に上記の第2番目の仕訳がなされるとのまったく同じである。ただ、上述のように、割引債の場合には後払いの約束なので、減価の仕訳が第 t_2 期期末に行なわれるのに対して、この貸付金の場合には、減価にかかる仕訳が、第 t_1 期期末に必要になるにすぎない。したがって、先の仕訳 ([貸付金 5, 受取利息 5]) に続けて、[現金 5, 貸付金 5] という仕訳がなされることになるのである。

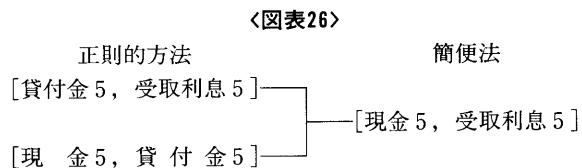
貸付金と割引債とにつき、この点を比較すれば次のようになる。

〈図表25〉

1期間経過したという事実の描写	収入があったという事実の描写	
第 t_1 期期末	第 t_2 期期末	
[割引債 5, 受取利息 5]	—	[現金 5, 割引債 5]
[貸付金 5, 受取利息 5]	[現金 5, 貸付金 5]	—

貸付金につき、当期に利息収入があったことは、いわばたまたまのことであり、後払いの約束である割引債を考えれば、「1期間経過したという事実の描写」と「収入があったという事実の描写」とが、理論的には異なるものであることが理解できよう。そうであれば、いわばたまたま、両者が第 t_1 期期末に共に生じたとしても、理論的には、分離してふたつの仕訳を考えなければならないことになる。これが、正則的方法なのである。

しかし、発生期払いの場合、増価した貸付金の金額は、その額だけ、同時に必ず減価する（現金収入がある）。そうであれば、実践的には、わざわざそのふたつの仕訳をすることもないであろう。したがって、貸付金を相殺した〔現金5、受取利息5〕という仕訳が、一般化することになる。そのように考えれば、この仕訳は、簡便的方法にしかすぎないのである。この関係を示せば、次のようになる。



(iii) アキュムレーション法の位置づけ

以上のように考えれば、理論レヴェルで考えるかぎり、売掛金・貸付金・割引債については、旧実践では例外とされていたアキュムレーション法こそが、正則的方法なのである。したがって、それが元本の生起であれ利息の発生であれその収入しうべき金額が増価すれば、それらの勘定に借記し、他方、それが元本の償還・返済であれ利息の受取であれその収入しうべき金額が減価すれば、それらの勘定に貸記されることになる。この正則的方法によれば、売掛金・貸付金・割引債の処理は、以下のようなになる。

売掛金・貸付金・割引債を資本の時間的貸与とみるならば、費用と収益という二面が生ずることなく、時間の経過だけに従って、一面的に利得が生ずる。しかも、元本とその利得とは、前述のように、企業にとり本質的に同じ意義をもっているので、貸与の実行および利得の生成のいずれについても、当該勘定を増価させればよいし、したがって、その逆に償還・返済の実行および利得の收受のいずれについても、当該勘定を減価させればよい。このように、アキュムレーション法は、資本の時間的貸与から生ずる利得の一面性という性格にそぐった測定規約なのである。以上を示せば、次のようになる。

〈図表27〉

	第 t_1 期期首	第 t_1 期期末	第 t_2 期期末
売掛金	売掛金90、売上90	売掛金5、受取利息5	売掛金5、受取利息5 現金100、売掛金100
貸付金	貸付金90、現金90	貸付金5、受取利息5 現金5、貸付金5	貸付金5、受取利息5 現金5、貸付金5 現金90、貸付金90
割引債	割引債90、現金90	割引債5、受取利息5	割引債5、受取利息5 現金100、割引債100

かくして、売掛金・貸付金・割引債等についての測定規約は、次のように纏められる。すなわち、その利得（損失）は時間的損益に他ならないので、時間の経過に従って一面的に生じる。その場合、その金額は、利息の発生額によって測定されることになる。そして、売掛金・貸付金・割引債等の資産そのものは、「元本額および発生利息額を含めた、各時点での収入しうべき額」で統一的に測定されることになるのである。そして、それが時間的損益であるいじょう、認識規準にしても、他方での発生主義（対応原則）の作用を前提とした実現主義ではあり得ず、時間の経過を意味する狭義発生主義という唯ひとつの規準が作用するのである。

（iv）理論的混乱の原因

売掛金・貸付金・割引債の測定規約の混乱は、ここでも、全体計算的思考および収支計算的思考の期間計算への持ち込みに、その原因が求められるであろう。まず全体計算的思考の持ち込みであるが、売掛金・貸付金・割引債の測定規約に不整合性が生じたのは、ふたつのレベルにおける受取利息に関する処理の相違であった。つまり、将来受取利息および当期発生受取利息の処理方法が、その三者により異なっているのである。しかし、全体計算の視点にたつかぎり、受取利息が、どのような費目によってあれ（つまり売上としてあれ、受取利息としてあれ）、どこかの期間に1回かつただ1回かぎり計上されていれば、よいのである。どの費目でかおよびどの期間にかということには、全体計算的思考は、もともと関心がないと言ってよいであろう。そうした視点からすれば、上記のような資産の測定規約の相違は、極言すれば、取るに足らないことなのかもしれない。

それに対して、期間計算においては、言うまでもないが、各期間ごとの損益計算の妥当性が問われる所以である。したがって、全体計算的思考を期間計算に持ち込めば、資産の測定規約に混乱が生ずるのは、きわめて当然のことなのである。そのように考えるならば、貨幣性資産・費用性資産分類論にみられる資産の測定規約に関する理論的混乱は、全体計算的思考に影響されているとも理解し得るであろう。そうであれば、全体計算的思考を期間計算に安直に導入することには、くれぐれも戒心しなければならない。

次に、収支計算的思考の期間計算への持ち込みであるが、貨幣性資産・費用性資産分類論においては、貨幣性資産は、現金を出発点として、その内包を将来の現金の入りにまで拡大することにより、売掛金、さらには貸付金・割引債等を包含しつつ、貨幣性資産概念の外延を構成したのであった。その経緯からして、貨幣性資産の測定規約の規範になったのは、売掛金に関する将来収入額であった。その場合には、売掛金および掛売上に将来収入額という数値を割り当てるかぎり、外観的には、損益は生じない。そのことは、現金が損益を生まないじょう、現金を出発点として拡大された貨幣性資産概念にとり、きわめて好都合であったと言ってよいであろう。しかし、そのために、逆に、割引債等の測定規約は、例外とならざるを得なくなり、上述したような理論的混乱が生じてしまったのである。そのように考えると、売掛金・貸付金・割引債等の測定規約に関する理論的混乱の原因是、直接的には、将来収入額という売掛金の測定規約を正則的測定とみなしたことにある

が、それをさらに遡れば、現金を出発点として収入概念を拡大したこと、つまり収支計算的思考に辿りつくのである。全体計算においては、それなりに意味をもつこうした収支計算的思考を、安易に期間計算に持ち込んでしまったことにも、貨幣性資産の測定規約に関する理論的混乱の一因があると言つてよいであろう。

(7) 貨幣性資産の認識・測定規約に生じた理論的混乱に関する小括

以上において、貨幣性資産の認識・測定規約について検討してきたが、理論的にきわめて重要な問題点が潜在していることは、明らかである。そこで、こうした問題点が生じた原因であるが、その根因は、国民経済のシェーマ $[G-W-G']$ を直接的に会計の世界に持ち込んだことにあると言つてよいであろう。

しかしながら、そのシェーマが、経済学自身の分析のための用具であり、けっして会計学のために形成してくれたものではないいじょう、それを会計の世界に導入するにさいしては、企業会計的変容が不可欠のはずである。しかるに、会計学の側で、そうした努力がなされた形跡が、まったく見えないのである。そうであれば、会計学の側にも、国民経済のシェーマをそのまま受容してしまうような素地、つまりそうした理論的欠陥をもたらしてしまうような素地があったと考えざるを得ない。そこで、この点をも筆者なりに考えてきたのであるが、そうした理論的欠陥の背景には、何らかの形で、全体計算的思考および収支計算的思考が、見え隠れするというのが筆者の結論である。

そこで、認識・測定規約に関する貨幣性資産の5個の論点を検討したさいに、そのつど指摘したことを、全体計算的思考と収支計算的思考とに纏めて、それぞれ(i)および(ii)で再述することとした。そのうえで、貨幣性資産・費用性資産分類論を構築するにさいして、この両思考がその根底にあったことを、(iii)において明らかにすることとした。

(i) 全体計算的思考の影響

まず全体計算的思考の影響であるが、言うまでもなく、全体計算においては、すべての計算対象につき、 $[G'-G=利益]$ という形態での損益計算が遂行される。つまり、その資本運動が、 $[G-W-G']$ という価値生産運動であれ、 $[G-D-G']$ という資本貸与運動であれ、収入 (G') と支出 (G) との差額、つまり収支差額としての損益が算出されるのである。そうであれば、このふたつの資本運動が、本質的にはいかに異なるものであれ、全体計算的思考を基盤に据えるかぎり、両者を識別する誘因がないのである。(1)で見たように、 $[G-D-G']$ という資本運動を、事実的には認めざるを得なかったとしても、理論的にはついに認知できなかつたのも、この点から説明できるのである。

また資産（費用性資産）という概念は、全体計算では、現金主義会計にみられるように、資産の取得と費消（費用）とが重なってしまうので存在せず、期間計算にいたって、ようやく生成するのであるが、そのさい、この全体計算的思考を持ち込めば、全体計算においてはすべての費消（費

用) が支出額で測定されるいじょう、その費消されるべき(費用になるべき)資産にしても、入帳時に、支出額で記帳されると考えるのが自然であろう。したがって、(2)で検討した取得原価による入帳規約もまた、全体計算的思考から説明できるのである。

次に(4)でみたように、受取利息の計上根拠の欠如も、全体計算を念頭において、貸付金等(貨幣性資産)の絶対的中立支出という規定からすれば、得心し得るのである。そして、すべてが[G'-G=利益]という形態で損益計算が遂行できるいじょう、そこには、「資本運動の相違によつて、つまり損益の生まれ方の相違によって、認識規準を変える」という発想など生じようがない。したがって、(5)でみたように、貸付金等についても、商品等にかかわる実現主義を適用しても、特に問題がないということになるのである。

最後に(5)において、貨幣性資産の測定規約の混乱を検討したが、貨幣性資産の建前上の概念規定からは、貨幣性資産には損益が生ずるべきではないのであろうが、現実には損益が生じている。しかし、他方において、貨幣性資産には損益が生じないという建前のために理論的な議論が俎上に載り得なかつたという事情はあるにせよ、そうした測定規約の混乱が放置され続けた背景には、その損益が、どのような費目としてであろうと(つまり売上項目としてであろうと、受取利息という項目としてであろうと)、とにかくいずれかの期間に必ず1回かつただ1回かぎり計上され、全体損益額に含まれていればよい、という全体計算的思考が影響していたとみてよいであろう。

以上のように考えるのならば、貨幣性資産について本稿が指摘した5個の問題点の背後には、全体計算的思考が伏在していると言えるのである。

(ii) 収支計算的思考の影響

次に収支計算的思考の影響であるが、この点は、a 売掛金・貸付金・割引債等が収支概念の拡大という会計の伝統的手法によって説明されていることを意味している。しかし、そのことを逆の面から言えば、売掛金・貸付金・割引債等に対流する貨幣の側面から規定されており、b 売掛金・貸付金・割引債等の経済的性質それ自体の側面から規定されていない、ということに他ならない。全体計算的思考の影響については、もっぱらbの側面から説明されるケースとbとaとの共働によって説明されるケースとがある。以下では、そのふたつのケースに即してみてみよう。

もっぱら、このbの側面から説明されるのは、(2)入帳規約の混乱の問題、および(5)認識規約の混乱の問題であろう。すなわち、全体計算においては、企業のすべての経済活動につき、[G'-G=利益]という形態での損益計算がなされるのであった。そこでは、すべての損益計算が、[収入(G')と支出(G)との「二面的損益計算形態」]をとるのである。まずそれが[収入(G')と支出(G)]による計算、つまり収支計算であるから、Gの投下されたすべての財貨(商品等のみならず、貸付金・割引債等までも)が、その投下された貨幣支出額によって測定される、という観念を生み出すことになる。こうして、貸付金、割引債等もまた、それ自体の経済的性質によってではなく、こうした収支計算性に規定されて、入帳時には支出額による測定が強制されるのである。

(2) で検討した理論的混乱は、正にそのことに胚胎しているのであった。つまり、全体計算における収支計算性が商品等にも強制された場合には、商品等は、価値生産的経済活動であるために、成果と犠牲との二面的損益計算形態になる。そのため、たまたま収入額（成果）と支出額（犠牲）との差額として利益が算出される。つまり、商品等の損益計算形態は、いわばたまたま全体計算のそれと同型性を具えているので、問題が生じなかったのである。しかし、貸付金・割引債等は、その経済的性質が、資本貸与に基づく時間的報酬の獲得を企図して資本投下されたものであるから、その損益計算形態は一面的であり、収入差額としての利益が算出される。つまり、貸付金・割引債等に関する損益計算形態は、全体計算のそれと同型性を具えていないのである。それにもかかわらず、全体計算にかかる入帳規約を強制したので、(2) でみたような理論的混乱が生じてしまったのである。そのことは、貸付金・割引債等の経済的性質それ自体の分析に基づき入帳規約を定める、ということの必要性を物語っているのである。

また全体計算においては、すべてが〔二面的損益計算形態〕をとるが、その場合には、利益に対するプラスの要素については、ひとしなみに、実現主義を探ることも可能となろう。(5)においてみたように、貨幣性資産・費用性資産分類論においては、貸付金の受取利息にも、実現主義が援用されていることは、こうした点から説明され得るであろう。

しかし、期間損益計算においては、その損益計算形態も、おのずから異なってくる。貸付金への資本投下の企図が、時間的報酬の獲得にあるとすれば、その損益計算は、一面的損益計算形態となるのである。貸付金等の経済的性質それ自体に着目するならば、こうした二面的損益計算形態（収支差額としての損益計算）と一面的損益計算形態（収入差額としての損益計算）との相違も、おのずから眼に映じたはずなのである。

以上のように考えれば、売掛金・貸付金・割引債等の(2) 入帳規約および(5) 認識規準の理論的混乱の一因は、収支計算性（収入と支出との二面的損益計算性）の強制にあり、売掛金・貸付金・割引債等それ自体の経済的性質の分析から理論構築することの必要性を訴えているのである。

これに対して、売掛金・貸付金・割引債等に関する(1) 貨幣性資産としての説明不能性（[G-貸付金・割引債等-G'] という資本運動の認知の失敗）、(4) 損益計上の根拠の非存在、および(6) 資産の測定規約の理論的混乱は、a と b とが表裏一体となって結びついている。

まず(1) であるが、貸付金等は、現金概念を拡大することによって貨幣性資産に包含されたのであった。その当否は別にして、とにもかくにも貨幣性資産ということになつたいじょう、[G-W-G'] という資本循環-schemaだけで説明されるという外観を呈したことになる。そのことが、[G-貸付金・割引債等-G'] という貨幣の往還運動の認知を妨げてしまったのであろう。そして、言うまでもなく、収支概念の拡大という方向は、貸付金等の経済的性質それ自体に着眼する視点に、鋭く対立するものに他ならない。このように、(1) の問題点の原因の一端は、支出概念の拡大という視点、および（それと表裏の関係において）貸付金等の経済的性質それ自体に関する分析の看過と

いう視点にあるのである。

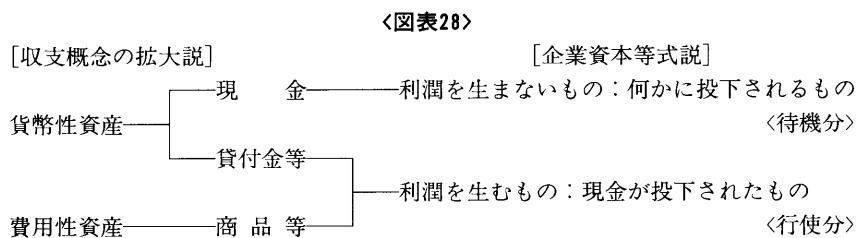
(4) 損益計算計上の根拠の非存在についても、まったく同じことが言える。すなわち、貸付金等の経済的性質それ自体の分析によってではなく、あくまで収支概念の拡大により、貸付金等は、現金概念に引き寄せられる形で（現金の経済的性質に類似性をもつものとして）、現金と同じ貨幣性資産に包含されたのであった。そうであれば、現金が本来的に利潤を生まないものであるいじょう、この拡大された貨幣性資産カテゴリーに包含された貸付金等について、損益計算の計上根拠が意識されてこなかったとしても、不思議ではないのかもしれない。問題は、(2) (ii) でも若干ふれたように、現金と貸付金等とを貨幣性資産として括ってしまうことの妥当性である。そこでの井上の説明をいま一度聞いておこう（井上 [1992] 161ページ）。

貨幣性資産の評価は、資産の性格からみて、本来は支出額によって行われる。その例外は現金である。その他については、支出額こそが当初の評価額でなければならない。

この「貨幣性資産の入帳規約が支出額でなければならない」という命題は、既に検討したように妥当ではない。しかし、ここで問題なのは、現金以外の貨幣性資産には、支出額があるのに対して、つまり現金の投下があるのであるのに対して、現金には、言うまでもなく、そうした意味での投下がないことである。そのかぎりで、現金は、たしかに例外なのである。そうであれば、何かに投下されるものとしての「現金」と、その現金が投下されたものとしての「他の貨幣性資産」とが、貨幣性資産概念に括られることの理論的妥当性が、問われなければならないのではないだろうか。本来、もし支出つまり資本投下によって生ずるもののが貨幣性資産であると考えるのなら、現金は、正にその例外ということになろう。そのように厳然たる例外事実があるにもかかわらず、現金と他の貨幣性資産とを、なぜ貨幣性資産として括れるのであろうか。こうした収支概念の理論的根拠は、一体どこにあるのであろうか。

その点についての合理的な説明を、筆者は寡聞にして知らない。したがって、その収支概念の拡大という手法について、まったく得心がゆかないのである。ごく素朴に考えれば、費用性資産にも支出額（資本投下）があるのであるが、現金がその点に関する例外であることは、現金が、他の貨幣性資産（および費用性資産）とは根本的にその経済的性質を異にしていることを意味しており、現金と他の貨幣性資産とは、とうてい同一のカテゴリーに包摂できないのではないだろうか。つまり、現金なるものが、何かが投下されて生成したものではなく、必ず何かに投下されなければならないということは、それ自体としては利潤を生まないということであろう。その現金が投下されたものが、利潤を生み出すのである。利潤を生むために、現金を投下するのである。そのように利潤を生むべく、現金が投下されたという意味においては、他の貨幣性資産と費用性資産とは、同じ経済的性質を具えており、その点においては、現金と基本的に対立しているのである。

これは、企業資本等式説の見方であり、そこでは、現金の属する待機分と、その他の貨幣性資産・費用性資産が属する行使分とが、基本的には対立するカテゴリーとして類別されているのである。それを示せば、次のようになる。



利潤を生まないものと利潤を生むものとを、収支概念の拡大という技術的手段によって括ることに、理論的にどれほどの意味があるのであろうか。貨幣性資産・費用性資産分類論は、その点につき、合理的な根拠を提示すべきだったのではないだろうか。

最後に(6)貸付金等の測定規約の理論的混乱であるが、これも、同断である。つまり、売掛金・貸付金・割引債等は、その経済的性質の分析をすることなく、収支概念の拡大によって現金に引き寄せられる形で貨幣性資産カテゴリーに包含されたのであった。あくまで現金に類したものとみなされたいじょう、これらの勘定から利潤が生じないことが望ましい。そのためには、売掛金に関する将来収入額という測定規約が、好都合であった。かくて、これが、貨幣性資産の測定の規準とされたのであった。そのため、現実に利息が顕在化する割引債のアキュムレーション法は、例外と位置づけるより仕方なかったわけである。ここにも、支出概念の拡大という発想と、貸付金等の経済的性質それ自体の分析の看過とが絡んでおり、その結果として、貨幣性資産の測定規約につき、理論的混乱が生じてしまったのである。

(iii) 貨幣性資産・費用性資産分類論の理論構築の視点

全体計算したがって収支計算の論理に基づいて期間計算を体系化したのは、言うまでもなく、シュマーレンバッハのビランツ・シェーマであった。そこでは、貸借対照表と損益計算書との関係を含む会計の全体像が描かれており、ここに、近代会計学が成立したのである。そして、その日本の会計理論への影響は、広範かつ根本的なものであった。今日においても、多くの日本の文献においては、全体計算から出発して、期間損益計算を説明する方法が採用されている。井上の貨幣性資産・費用性資産分類論もまた、その一典型例といってよいであろう。その点を、井上〔1992〕によって具体的にみておこう。

まず「狭義処分可能利益の測定と報告」を扱っている第2部の第2章「会計公準と一般原則」において、次のように述べられている(井上〔1992〕75ページ、ただし傍点は笠井)。井上の期間計算概念の根底には、全体損益計算概念があることは、明らかであろう。

本部（第2部「狭義処分可能利益の測定と報告」のこと…笠井註）では、狭義の処分可能利益の測定と伝達とを機能要件としたが、その原型は、中世イタリヤにおける組合企業の会計にもとめることができる。…（中略）…この会計制度のもとでは、一航海一企業が想定されるため会計期間は、創立から解散までである。このため、この会計計算を全体計算（Totalrechnung）という。そして、上掲の引用に示されるように、全収入－全支出＝利益という形態での損益計算を全体損益計算（Totalerfolgsrechnung）という。

次に、第3章において、狭義の処分可能利益における計算構造を投下資金回収計算として説明しているが、そこでは、開業してから解散までの損益計算を前提に据えながら、期間損益計算の計算構造を説明しているのである（井上〔1992〕100～105ページ）。そして、それを承けた第4章「狭義の処分可能利益の計算構造と収益・費用」において、次のような興味深い見解を述べている。

「処分可能利益計算の原型、すなわち現金主義会計においては、費用は支出にほかならない。『会計原則』（日本のいわゆる企業会計原則のこと…笠井註）が想定する計算構造においても費用は支出と関係づけられなければならない。なぜなら、『会計原則』は狭義の処分可能利益の計算を目的としており、それは、現金主義会計での狭義の処分可能利益の計算の発展形態であるといわなければならないからである。」（井上〔1992〕126～127ページ）

「処分可能利益の計算の原型は、現金主義会計であると位置づけた。そして実現主義を収益の認識基準とする発生主義会計は、今日の期間計算の要請のもとでの処分可能利益計算の一つの形態であり、原型からの発展形態と考えたのであった。」（井上〔1992〕140ページ）

こうした論述からするかぎり、井上の期間損益計算の根底には、明らかに現金主義会計ひいては
5)
収支計算思考があると言ってよい。

さらに、資産概念は、井上によれば、会計に対する社会の機能要件の変化によって規定されるのであるが、それを歴史的に明らかにすべく、14世紀におけるゼノアの冒險企業会計、フローレンスの会計から書き起こして検討している（井上〔1992〕143～158ページ）。そして、その結果を承けて、次のように述べているのである（井上〔1992〕158ページ）。

「処分可能利益計算の原型は、冒險企業会計のモデル、すなわち、現金主義会計であった。そ

5) 発生主義会計を現金主義会計の発展形態とみる見方、つまり、現金主義会計と発生主義会計とを同じ素性の会計システムと位置づける井上の見方は、純理論的にはきわめて問題がある。両者は、根本的にその素性を異にしていると筆者は考えている。この点については、笠井〔2000〕第11章Vを参照されたい。

こでは、支出額は、一航海後に回収されるべきものであり、支出によって取得した財・用役を分類すべき要求はない。一航海が一会計期間であり、会計計算は、全体計算として行われるからである。

以上のような論述をみれば、井上の貨幣性資産・費用性資産分類論の基底には、全体計算的思考、および（現金主義会計との関連で）収支計算的思考が潜在していると言ってよいのではないだろうか。ただし、そのさい次の2点に留意すべきである。まず第1は、既にふれたことではあるが、その全体計算においては、[収入－支出＝損益] という形態で損益が算出されている点である。つまり、その損益は、形式的にみて、収支差額による生産販売的利益になっているのである。したがって、この全体計算上の損益に同型性を具えているのは、[G－W－G'] という価値生産活動だけであって、同型性を具えていない [G－D－G'] という資本貸与活動は、全体計算の視点からは、識別することができない。そのかぎりにおいて、否定されてしまうことになるのである。そこでは、結果的にみて、損益計算は、収入と支出との対比のみしか、つまり収益と費用との二面的損益計算形態のみしか認められることになる。そのことは、井上における損益計算あるいは損益法に関する次のような定義のなかにも、はっきりと読み取れるのである。

「損益計算目的が機能要件である場合には、損益計算は、収益と費用とを把握し、両者を対応することによって行われる。したがって、損益計算書は、これら収益と費用とによって作成される。この方法は、収益費用対応説、すなわち、損益法である。」（井上〔1992〕78ページ、ただし傍点は笠井）

「財務諸表作成方法としての損益法は、損益計算書の作成に関し、収益と費用を把握し、両者を対応せしめようという方法である。」（井上〔1992〕79ページ、ただし傍点は笠井）

そこでは、資本貸与運動に基づく時間的報酬に関する一面的損益計算形態の存在は、まったく念頭におかれていないのである。したがって、(5) (i) でもふれたように、本来、この一面的損益計算形態に属する営業外利得および営業外損失についても、その実質的な対応関係を否定しつつも、営業外収益および営業外費用という用語が用いられているのである。このことは、その実質的対応関係の否定により一面的損益計算形態の存在を事実的には認めつつ、しかし、形式的には、あくまで上記のような収益と費用とによる二面的損益計算形態で説明しようとしていることを含意しているとみてよいのではないだろうか。ここにも、井上理論に特有の形式的統一性へのこだわりが、顕在化しているのであろう。

そして第2に留意すべきことは、全体計算の視点からは否定されてしまう資本貸与運動の処遇の問題である。その視点からはいかに否定されようとも、現実には、そうした貨幣の往還運動が存在

するいじょう、その存在を、理論的に唯ひとつ認められた価値生産運動 $[G-W-G']$ のどこかに位置づけなければならない。かくして、支出概念の拡大を通して、その多くは、貨幣性資産 G にいわば無理矢理に帰属させられるに至る（ただし、有価証券だけは、一般に費用性資産 W に帰属させられているようである）。そして、その経済的本質に反して、貨幣性資産としての認識・測定規約が強制される。しかし、それは $[G-D-G']$ という資本貸与運動にそぐうものではないために、時間的報酬を企図する資本貸与運動という本来の性格がおのずから自己主張を始め、それにそぐった処理を要求するに至る。貨幣性資産の認識・測定規約に関して、本稿で明らかにした理論的混乱は、正に、本来的には資本貸与運動に属する諸資産の自己回復の叫びとも言えるのではないだろうか。

そうした叫びを、単なる例外として無視してきた伝統的な会計理論のスタンスが、今日問われているのではないだろうか。したがって、そうした叫びに成心なく耳を傾け、真摯に対処することこそが、今日の会計理論に要請されていると筆者は考えている。

それはともかく、以上のように考えるならば、井上の貨幣性資産・費用性資産分類論の背後には、全体計算的思考および収支計算的思考が伏在し、貨幣性資産に関する認識・測定規約の理論的混乱を招いていると言ってよいのではないだろうか。そうであれば、この辺で、会計理論の構築にさいし、全体計算的思考および収支計算的思考とは訣別し、期間計算の視点から、計算対象それ自体の運動を複式簿記の機構に則って把握することに、努めるべきなのではないだろうか。

参 考 文 献

- 赤川 [1980]：赤川元章稿「『擬制資本』の概念について」渡辺佐平編著『マルクス金融論の周辺』第9章
(法政大学出版局)
- 石川 [2000]：石川純治著『時価会計の基本問題——金融・証券経済の会計』(中央経済社)
- 岩田 [1968]：岩田巖『利潤計算原理』(5版) (同文館)
- 井上 [1989a]：井上良二稿「会計学上の資産概念について」『税経セミナー』第34卷第9号
- 井上 [1989b]：井上良二稿「財務会計論の基本的視点と資産分類」『税経セミナー』第34卷第15号
- 井上 [1990a]：井上良二稿「経営者財務会計行動論の分析視角」『産業経理』第50卷第1号
- 井上 [1990b]：井上良二稿「制度会計論の二つの基本的視点」『JICPA ジャーナル』No.424
- 井上 [1991]：井上良二稿「株式評価損をめぐる会計問題」『企業会計』第43卷第2号
- 井上 [1992]：井上良二著『財務会計の基礎理論(改訂2版)』(中央経済社)
- 井上 [1993a]：井上良二著『最新財務会計論』(中央経済社)
- 井上 [1993b]：井上良二稿「有価証券評価益の会計処理について」『会計』第144卷第2号
- 井上 [1994]：井上良二稿「資源の配分と業績表示利益」『会計人コース』第29卷第3号
- 井上 [1995a]：井上良二著『財務会計論』(新世社)
- 井上 [1995b]：井上良二稿「利益計算構造の類型化」『経済学論纂』(中央大学) 第36卷第1・2合併号
- 井上 [1995c]：井上良二稿「資産の貸借対照表価額の評価・決定方法」『税経セミナー』第40卷第6号
- 井上 [1995d]：井上良二稿「原価主義会計と価値会計の論理」『会計』第148卷第2号
- 井上 [1995e]：井上良二稿「二つの会計観と指向性」『産業経理』第55卷第3号
- 井上 [1996]：井上良二稿「市場性ある有価証券の性格とその測定」『JICPA ジャーナル』No.487

- 井上 [1998]：井上良二稿「経済状況の変化と計算体系」『会計』第154巻第2号
- 笠井 [2000]：笠井昭次著『会計の論理』（税務経理協会）
- 染谷 [1993]：染谷恭次郎著『財務諸表三本化の理論』（国元書房）
- 武田 [2002]：武田隆二著『最新財務諸表論〈第8版〉』（中央経済社）
- 醍醐 [1993]：醍醐聰稿「有価証券評価益論叢を考える」『会計』第143巻第5号
- 新田 [1995]：新田忠誓著『財務諸表論究——動的貸借対照表論の応用——』（中央経済社）
- 森田 [1968]：森田哲彌稿「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号
- 山樹 [1967]：山樹忠恕著『近代会計理論』（10版）（国元書房）
- 山樹 [1985]：山樹忠恕稿「会計学の対象と方法」『税経セミナー』第30巻第1号